

マネジメントリポート

2007年 2月

今回のテーマ： 自社株贈与と事業承継対策

中小企業の事業承継対策として、自社株贈与に対する「相続時精算課税の特例制度」が創設されます。

1 自社株に対する相続時精算課税の特例制度

期 間	2007年1月1日から2008年12月31日までの2年間
贈 与 者	60歳以上の親（一般の相続時精算課税の場合は、65歳以上）
受 贈 者	贈与税の申告期限（3月15日）から4年経過時点で、つぎの要件を満たす者 1) 会社の「発行済株式等の総数の50%超」かつ「議決権の50%超」を所有していること 2) 会社の代表者として経営に従事していること
対象会社	会社の相続税評価総額 < 20億円
対象金額	贈与財産（自社株の評価額）が3,000万円まで 贈与時無税 3,000万円を越える部分 贈与税 20%
相続時精算	贈与時の評価額をもって、相続財産に加算されます 贈与税の納税額は、相続税額の前払いとなります

2 留意点

株式贈与の特例制度を選択する場合の留意点は、つぎのとおりです。

- 1) 対象会社・・・業績好調で将来の株式評価額の上昇が見込まれる会社
- 2) 贈与時期・・・一時的な業績不振や含み損がある資産の売却などにより、株式評価額が一時的に下がっているとき
- 3) 受贈者が、上記の受贈者の要件を満たすことが確実であること

親から自社株贈与3,000万円を受け、上記の受贈者の要件に該当しなかった場合

- ・親が60歳の場合 3,000万円の暦年課税（贈与税額1,220万円）となります。
- ・親が65歳の場合 $(3,000万円 - 2,500万円) \times 20\% = 100万円$ が贈与税額となります。

いずれにしても、相続により納税が発生する場合、特例制度の選択にあたっては、キメ細かなシュミレーションを行うことが必要です。

お見逃しなく！

一般的には、相続時精算課税より、長期的・計画的に暦年課税を選択したほうが有利です。

2. 相続時精算課税制度を選択する場合の留意点は、つぎのとおりです。
 - 1) 本制度を一度選択すると、暦年課税制度の選択は不可
 - 2) 選択は、受贈者である各子供別、贈与者である父母別に行います。